

富士宮市自主防災組織運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 富士宮市は、自主防災組織の活性化を推進するため防災活動を行う自主防災組織に対し、その経費に充てるため予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については富士宮市補助金交付規則（昭和59年富士宮市規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる自主防災組織は、地域の住民により地震等の災害に対処するために自主的に結成された組織であって、市長の認めたものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、自主防災組織を構成する世帯数に200円を乗じて得た額に 50,000円を加えた額とする。

2 前項の自主防災組織を構成する世帯数は、毎年度4月1日の世帯数を基準とする。

(交付の申請)

第4条 補助金を受けようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、自主防災組織運営費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書

(2) 活動計画書

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった時は、その内容を審査し交付することが適当であると認めたものについては、交付の決定をし自主防災組織運営費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条の補助金の通知を受けた申請者は、翌年3月末日までに自

主防災組織運営費補助金実績報告書（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 活動実績書

（補助金の額の確定）

第7条 市長は前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、自主防災組織運営費補助金交付確定通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（防災訓練）

第8条 補助金の交付を受ける申請者は、自ら防災訓練を実施するとともに、市等が主催する防災訓練に参加するよう努めなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。